

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を以下のとおり修正します。

1. 特定重大事故等対処施設（以下、特重施設という）の運用開始等を踏まえた緊急時活動レベル（以下、EALという）判断設備の拡充について、「第7回EALの見直し等への対応に係る会合」（令和2年9月1日）にて方針決定され、「原子力災害対策指針」および「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」が改正（令和2年10月28日実施）された。この改正に伴うEALおよび伊方発電所における解釈を修正する。

（1）特重施設の運用開始を踏まえた修正

- 「電源供給機能の異常（交流電源喪失）」の見直し（EAL25）
 - ・特重施設に属する交流電源設備を考慮した判断に見直し。
- 「原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用」の見直し（EAL43）
 - ・炉心損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器破損防止を目的とした、原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用を考慮した判断に見直し。

（2）EAL判断設備の拡充（重大事故等対処用設備）を踏まえた修正

- 「電源供給機能の異常（直流電源喪失）」の見直し（EAL27）
 - ・新たに設置した3系統目の直流電源設備を考慮した判断に見直し。
- 「停止中の原子炉冷却機能の完全喪失」の見直し（GE29）
 - ・代替の炉心注水手段を考慮した判断に見直し。

2. 伊方2号機の冷却告示交付に伴うEAL31（使用済燃料貯蔵槽に関する異常）の削除

- （1）令和3年5月19日に「原子力規制委員会告示第三号（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示）」（冷却告示）が公布され、伊方2号機は、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設とされた。これに伴い、伊方2号機は原子力災害対策指針にて適用されるEALの枠組みが変更となることから、当該箇所の削除。

3. 防災要員追加による原子力防災体制の充実

(1) 防災要員を増員

(2) 防災要員増員に伴う防災資機材の増備、配置

4. E R S S 伝送項目の修正

(1) 原子力規制庁からの要望文書「緊急時対策支援システム（E R S S）への伝送項目の追加について（依頼）」（原規総発第 1909255）に基づく伝送項目の追加

(2) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等に基づき伊方 2 号機の廃止措置計画が 1 0 月 7 日に認可されたことを受け、E R S S 伝送項目の削除

(3) 伊方 1 号機について廃止措置計画に基づく使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了し、ディーゼル発電機の廃止に伴う、E R S S 伝送項目の削除

5. その他修正箇所

(1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等に基づき伊方 2 号機の廃止措置計画が 1 0 月 7 日に認可されたことを受け、格納容器高レンジエリアモニタを原子力防災資機材および E A L 判断基準の計器から削除

(2) 所内外通信連絡機能の喪失（E A L 5 2）の見直し

- ・ 原災指針と事業者解釈の整合
- ・ 通信連絡機能に係る事業者解釈の適正化

(3) 記載の適正化

- 資機材の点検概要の明確化，構内地図の更新 等

以 上